

全国がん登録事務の委任先について

1 目的

「がん登録等の推進に関する法律」（以下「法」という。）の規定に基づき、「全国がん登録」の実施に関して、病院等からの届出情報の受理その他の知事の権限及び事務を行わせる者を定める必要がある。

2 委任先（案）

「全国がん登録」の実施に当たっては、個人情報を含むがん登録情報の適正な管理と、精度の高い審査を行う体制を有することが必要であることから、平成18年度から「秋田県地域がん登録事業」を受託している「公益財団法人秋田県総合保健事業団」を委任先としたい。

3 委任日

平成28年1月1日（全国がん登録開始日）

4 法24条に基づき委任する知事の権限及び事務

条項	法に定める権限及び事務	委任
6条1項	病院等からの届出情報の受理	○
8条1項	届出情報の審査、整理、厚生労働大臣への提出	○
8条2項	届出情報の審査、整理を行うための「全国がん登録データベース」の利用	○
10条2項	厚生労働大臣からの通知に基づく、がんに罹患した者に関する調査、厚生労働大臣への報告	○
13条2項	厚生労働大臣からの通知に基づく、がん登録情報と死亡者情報の照合に関する調査、厚生労働大臣への報告	○
16条	情報の収集、記録、保存等のための関係者への資料提出、説明、協力の要請	○
18条1項	県から調査研究委託を受けた者等への「都道府県がん情報（※本県分）の提供	○
19条1項	市町村等への「都道府県がん情報（※当該市町村分）」の提供	○
20条	病院等への「都道府県がん情報（※当該病院等分）」の提供	○
21条8項	がんの調査研究を行う者への「都道府県がん情報」の提供	○
21条9項	がんの調査研究を行う者への匿名化された「都道府県がん情報」の提供	○
22条1項	「都道府県がん情報」と「地域がん登録データ」等を一体的に記録・保存する「都道府県がんデータベース」の整備	
22条3項	「都道府県がんデータベース」に保存する全国がん情報の匿名化、消去	○